

第2章

計画の概要

1 計画の背景と目的

少子化に歯止めをかけ、子ども・若者を取り巻く様々な課題解決のために、国における法律整備については、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が平成37年まで10年間延長されたとともに、平成22年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

また、平成24年8月に、子育てと仕事の両立を中心とした子ども・子育てをめぐる様々な課題解決のために、「子ども・子育て支援法」が新たに制定されました。

そして、「次世代育成支援対策推進法」と「子ども・若者育成支援推進法」では、「市町村次世代育成支援行動計画」と「市町村子ども・若者計画」の策定が要請されているとともに、「子ども・子育て支援法」では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

そこで、前章の平成26年度までの三条市次世代育成支援行動計画である「すまいる子どもプラン」の総括を踏まえ、平成25年12月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果等に基づき、増加しつつある出生率の更なる向上及び子ども・若者・子育て支援を取り巻く様々な課題を解決するため、上記の3計画を包含する三条市の子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画として「すまいる子ども・若者プラン」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「三条市総合計画」や三条市の他の個別計画との整合性を図りながら、上記の3法律に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」及び「母子保健計画」として策定したものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、全ての子ども（高校生まで）、若者（おおむね35歳まで）とその家庭、地域、企業、行政等の全ての個人及び団体が対象になります。